

西都市議会告示第 2 号

地方自治法第74条第4項の意見を述べる機会の付与について

標記の件について、下記のとおり決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成27年12月1日

西都市議会議長 井 上



記

- 1 日 時 平成27年12月11日（金） 午前10時
- 2 場 所 西都市議会議場
- 3 案件名 （仮称）西都市食の拠点（道の駅）整備計画及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定について
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者 6人以内
- 5 意見を述べる時間 一人10分以内
- 6 傍 聴 傍聴席は74席（傍聴希望者が74人を超えた時は先着順により決定する）